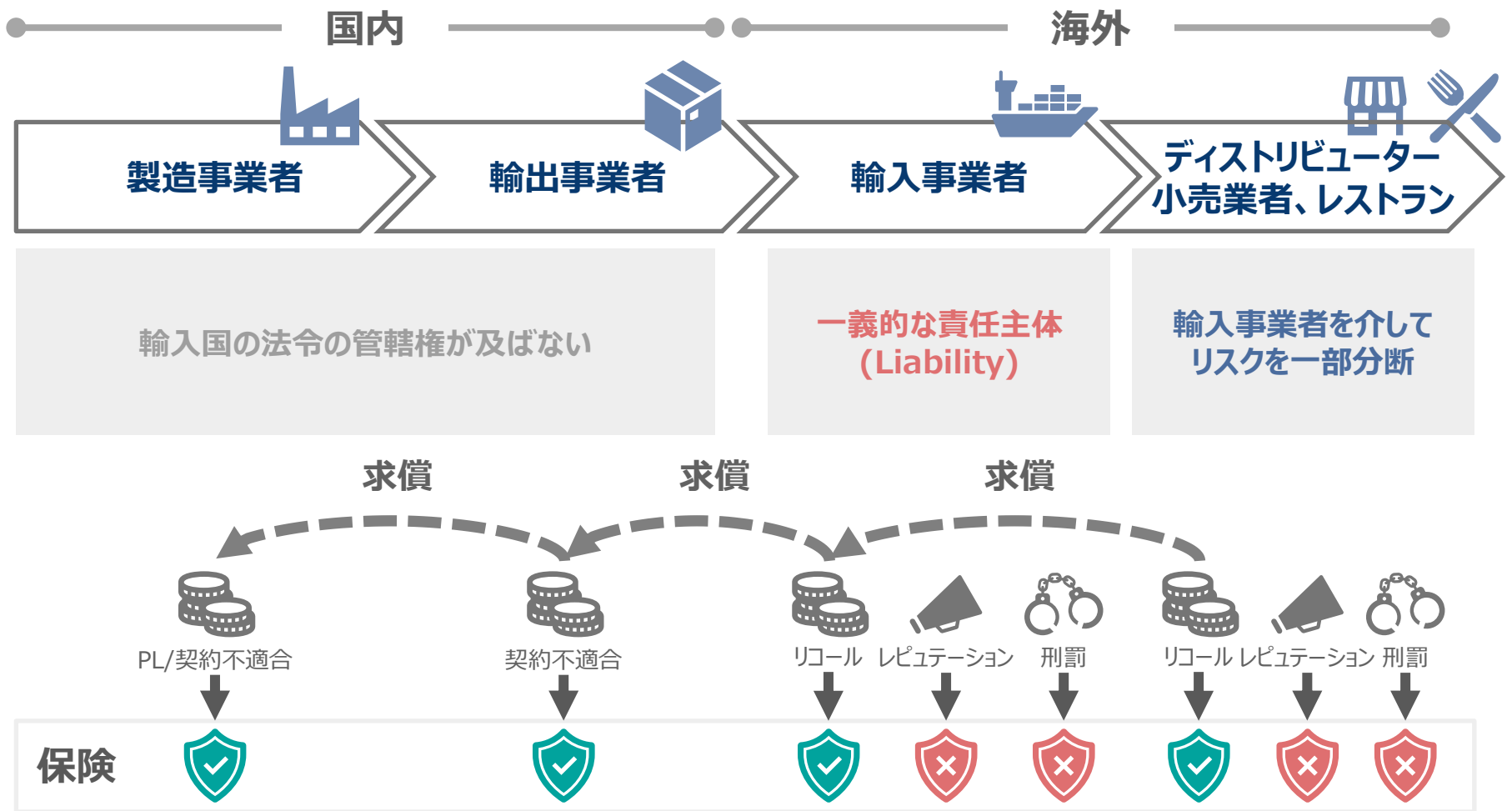

商社としての 食品添加物規制に対する取組



食品添加物の基準違反などの一義的な責任は、輸入事業者が負っています Wismettac

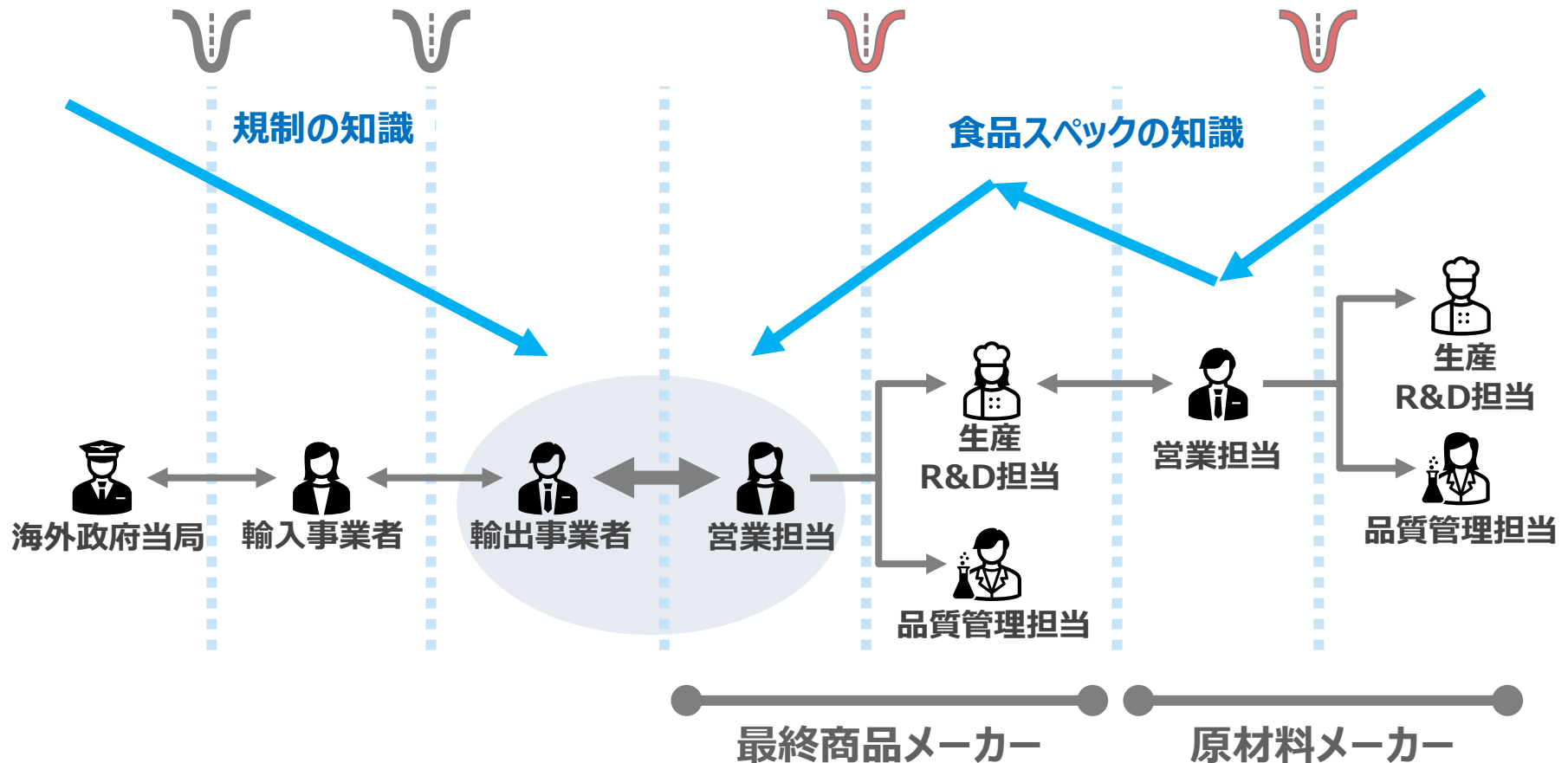


● 各国における制度と、運用状況（当社理解）

	法体系	ポジティブリスト			参照元	運用実態
		添加物	香料	加工助剤		
米国	英米法				- CFR - GRAS notice - FEMA GRAS - SCOGS - Substances Added to Food (formerly EAFUS)	成文法外の判断を許容 （純粋なポジティブリストではない） - リストにない添加物や用途であっても、安全性が証明できるのであれば、事業者のリスクで使用可能（Self-GRASも許容 ex. Tara-gum） - 業界団体による安全性評価（ex. FEMA）
		- 用途規定 あり - 用途表示義務 一部		表示義務 なし		
カナダ	英米法 一部の州で大陸法				- FDR - Health Canadaのウェブページ	成文法への準拠を求められる - 添加物の用途も含めて、認可されたリストにないものは、販売停止を求められる - 一方、用途表示義務はなく、外見では判別不能
		- 用途規定 あり - 用途表示義務 なし		表示義務 なし		
EU	大陸法				- Regulation (EC) No 1333/2008、1334/2008等 - DG SANTEのデータベース	成文法への準拠を求められる 一方、香料はFlavouringsとしての表示であり、外見では判別不能
		- 用途規定 なし - 用途表示義務 あり		表示義務 なし		

判断は、輸入事業者によって異なります。

皆様の商品が取扱い可能であるかは、輸入事業者にご相談する必要があります。



➤ 添加物に限らず、海外での流通に必要な食品安全や表示、各種コンプライアンス対応のために必要な情報は、多岐にわたります。

- 以前は緩かった各国の食品関連規制の運用は、近年厳しくなりつつあり、消費者団体等による公益的な通報がきっかけで、発覚に至るケースもあります
- 海外の規制や要求事項に対応していくことは、決して負担の小さなことではありませんが、海外の大きな市場にチャレンジしていくためには必須のことと考えています
- 商社としても、同じ問題意識を共有できるサプライヤー様とともに、対策を強化させていただいています